

環境の保全に関する協定書

横須賀市（以下、「甲」という。）と J E R A パワー横須賀合同会社（以下、「乙」という。）は、乙の横須賀火力発電所（以下、「発電所」という。）に関し、地域住民の健康の保護ならびに生活環境及び自然環境の保全を図ることを目的として、次のとおり協定を締結する。

（協定の基本理念）

第 1 条 健全で恵み豊かな環境を維持し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、甲は乙に対し、適切な指導を行うものとし、乙は、発電所の操業にあたっては法令を遵守するのみならず、生活環境及び自然環境の保全（以下、「環境保全」という。）について最善の努力を払うものとする。

（環境保全対策）

第 2 条 乙は、発電所の操業による大気汚染、水質汚濁、温排水、騒音、振動、産業廃棄物の適正処理等に関する環境保全に必要な対策を講ずるものとする。

2 甲は、前項に対し、情報提供等の支援を行うものとする。

（地球環境の保全）

第 3 条 乙は、地球温暖化、酸性雨等の地球規模の環境問題に事業者として対処するため、発電所の操業による原因物質、特に温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制、甲が表明した令和 3 年 1 月 29 日付け「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」に基づく地球温暖化対策への協力等、地球環境の保全に努めるものとする。

2 甲は、前項に対し、情報提供等の支援を行うものとする。

（地域との共存）

第 4 条 乙は、発電所構内の緑地の維持管理等を適切に行い、地域住民が利用できる開放エリアを設けることで、地域との共存を積極的

に図るものとする。

2 甲は、前項に対し、情報提供等の支援を行うものとする。

(管理)

第5条 乙は、第2条から第4条に規定する事項について、定期的に管理し、その結果を甲に報告するものとする。

2 前項の履行のため、甲と乙は、必要な事項の項目に関し、別に細目協定を締結するものとする。

(公表)

第6条 乙は、前条の規定により管理した結果を公表するものとする。

(事前協議)

第7条 乙は、発電所において環境保全上重要な施設の新設、変更及び燃料の種類の変更をしようとする場合は、事前に甲と協議するものとする。

(事故時等の措置)

第8条 乙は、発電所の環境保全上重要な施設に事故等が発生した場合は直ちに応急の措置を講じ、復旧に努めるとともに、その状況を甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の場合において応急の措置を講じたにもかかわらず、その事態が改善されないときは、甲乙協議のうえ、操業の短縮又は一時停止を含む改善措置を速やかに講ずるものとする。

(立入調査)

第9条 甲は、この協定に定める事項の履行状況を確認するため、必要に応じ乙に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は本協定の実施に必要な限度において発電所へ立入調査することができるものとする。

(違反時の措置)

第 10 条 甲は、乙がこの協定に違反したときは、乙に対して期限を定めて必要な改善措置をとるべきことを指示することができるものとする。

(協定事項等に関する協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、この協定について疑義が生じた場合及び協定の内容を変更する場合は、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

附則 甲及び東京電力株式会社の間において平成 9 年 6 月 10 日付けで締結した公害の防止に関する協定書は、この協定の締結をもって廃止する。なお、当該協定書における東京電力株式会社の地位及び権利義務の全ては、東京電力フュエル&パワー株式会社及び株式会社 J E R A に承継後、令和元年 5 月 7 日付けで乙に承継されている。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和4年6月6日

甲 神奈川県横須賀市小川町11番地

横須賀市

横須賀市長 上地 克明

乙 神奈川県横須賀市久里浜9丁目2番1号

J E R A パワー横須賀合同会社

代表社員 J E R A パワーインベストメント合同会社

代表職務執行者 松田 茂弘